

様式第3号

会 議 録

会 議 名 (審議会等名)		平成30年度 第3回 川西市社会教育委員の会	
事 務 局 (担 当 課)		教育推進部 社会教育課 (内線 3422)	
開 催 日 時		平成30年10月4日(木) 10時00分～12時00分	
開 催 場 所		川西公民館 講座室	
出 席 者	委 員	野崎議長、住友副議長、米田委員、細見委員、玉邑委員、 黒山委員 計 6名	
	そ の 他		
	事 務 局	石田教育長、中西教育推進部副部長、大屋敷社会教育課長、 田中社会教育課主幹、藤井中央公民館長、山中社会教育 課主事	
傍聴の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数
傍聴不可・一部 不可の場合は、 その理由		0名	
会 議 次 第		1. 開会 教育推進部副部長あいさつ 2. 前回の会議録の承認 3. 報告事項 (1)全国社会教育研究大会(青森大会)出席者について (2)平成30年度 兵庫県社会教育研究大会について (3)その他 4. 議題 (1)平成30年度年間研究テーマについて 「公民館の役割について ～いま、何が求められているのか～」 湊川短期大学 学長補佐兼幼児教育保育学科長 野崎氏より「公民館について」お話をいただく (2)キセラ川西プラザ見学	
会議結果		別紙のとおり	

審 議 経 過

NO.1

議長	<p>第3回社会教育委員の会を開会します。田中委員、塩谷委員、丸山委員はご欠席ということであります。また、事務局につきましては中央図書館長が欠席ということがございます。なお、川口委員より、所用のため遅参の申し出がありました。</p> <p>それでは開会にあたり教育委員会からあいさつをお願いします。</p>										
教育推進部 副部長	(挨 拶)										
議長	つぎは2の前の会議録の承認についてです。事務局説明をお願いします。										
事務局	(説 明)										
議長	<p>質問はありませんか。ないようでしたら、承認頂いたものとしたします。つぎに3の報告事項の各協議会の会議報告に入ります。各協議会で前回の社会教育委員の会より今日までに開催された委員会や協議会があり、報告しておくべきことがありましたら報告をお願いします。まず、事務局から説明をお願いします。</p>										
事務局	<p>(1)阪神北地区社会教育委員協議会第1回研修会について 日時：平成30年8月25日(土) 場所：伊丹市立瑞穂小学校 他 内容：伊丹市立瑞穂小学校にて、学校支援地域本部事業の実践例見学。伊丹市立東中学校において、伊丹市土曜学習事業の実践例見学。伊丹市立図書館本館ことば蔵において、伊丹市社会教育委員板野氏による実践発表、図書館長による実践発表、施設見学。</p> <p>(2)近畿地区社会教育研究大会(和歌山大会) 日時：平成30年9月7日(金) 場所：和歌山県民文化会館 他 内容：研究主題『人と人のつながりを築き、絆を深める社会教育 ~ 故郷への愛着と誇りを大切にしながら ~』</p> <p style="text-align: center;">記念講演 演題：高野山 開創1200年 ~その歴史と文化~ 講師：高野山大学名誉教授 山蔭 加春夫(やまかげ かずお)氏</p> <p>分科会</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">1、環境教育</td> <td style="width: 70%;">(滋賀県)</td> </tr> <tr> <td>2、人権教育</td> <td>(京都府)</td> </tr> <tr> <td>3、学校・家庭・地域の協働</td> <td>(大阪府)</td> </tr> <tr> <td>4、青少年教育</td> <td>(兵庫県)</td> </tr> <tr> <td>5、学校・家庭・地域の協働</td> <td>(奈良県)</td> </tr> </table>	1、環境教育	(滋賀県)	2、人権教育	(京都府)	3、学校・家庭・地域の協働	(大阪府)	4、青少年教育	(兵庫県)	5、学校・家庭・地域の協働	(奈良県)
1、環境教育	(滋賀県)										
2、人権教育	(京都府)										
3、学校・家庭・地域の協働	(大阪府)										
4、青少年教育	(兵庫県)										
5、学校・家庭・地域の協働	(奈良県)										

審 議 経 過

NO. 2

議長	<p>阪神北地区社会教育委員協議会第1回研修会は、A委員、B委員と私が参加しました。感想等ありましたらお願いします。</p>
A委員	<p>阪神北地区の研修会に参加させていただき、伊丹市のまち、学校、子どもも含めた繋がりを上手く発信されているという感想を持ちました。おそらく川西市でも学校単位、あるいはコミュニティ単位では行われているんでしょうが、それが線になって面になってという発信はあまりされていなかったのではないかと思います。これは、僕が勤めていた頃の話なので今とは違うかもしれませんが、7~10年ぐらい前はそれぞれ点では行われていたものが、伊丹市では全体的な面になって行われているような感想を持ちました。</p> <p>それぞれの視察場所で、バーベキューをされているところや、理科の実験教室に子ども達が参加している様子などを見せていただきました。伊丹市立の図書館は、単に図書館と言わずに「ことば蔵」ということで、地域の方々に来たくくなるような、来やすくなるような発信の仕方をされており、それぞれの地域あるいはその施設に関わっておられる方々が、うまく地域と結びついて発信されているという感じがしました。</p> <p>いつも川西市と比べてしまうんですが、川西市も手前までは来ているはずで、後はその繋がりをどうするか、発信をどうするか、例えば全体の繋がりの中での、北地区、中部地区、南地区など統括的になにか発信していけるものがあればいいと思います。私は川西市も伊丹市と比べて遜色ない素養はあると思います。けれども、発信の仕方として、伊丹市はその辺り努力されて上手に発信されていると思いました。全体的にスムーズな研究会で、初めて参加させていただき、なるほどという感想で過ごさせていただきました。</p>
議長	<p>私も1日行かせていただきまして、伊丹市はすごく綿密なご準備をされておられ、来年川西市が担当ということで、重たい宿題が来たなと思っております。瑞穂小学校で当日校長先生とお話をしたんですが、先生方がほぼ自主的に来られているということに驚きました。</p> <p>東中学校では、コーディネートに長けた方がおられましたね。スタッフミーティングを見せるというのが伊丹市さんのすごいところですね。高校生、大学生、社会人が中学生を指導するわけですが、あくまでも目的としては中学生の学習というところなんだけれども、それをテコにしながらいわゆる若者づくりをしているということです。ちゃんとスタッフミーティングで今日どうだったかということの振り返りをやっておられ、人に教えるということを通して学生や、社会人の方を育てているということですね。そういった取組を見せていただきました。</p> <p>午後は図書館の方を見せていただきました。市長さんがビビットに動かれているということで、伊丹市は待っているんじゃなくて、攻めるというか、市民さんに対してぐっと出るような、場所的にも美観地区のような所に建っており、集客施設的な要素もありますので、そういった部分も通常の図書館と少し違うと言いますか、集客施設的な博物館的な感じでしたね。図書館の運営に司書さんが全面に機能を発揮しているというところを視察させていただきました。</p>

事務局	<p>た。報告は以上になりますが、委員の皆さんでご意見、ご質問等ございませんか。</p> <p>本日ご欠席のB委員より同研修会の件で伝言をお預かりしていますので、読み上げさせていただきます。原文そのままの文章です。</p> <p>本日は子育て支援講座の親子運動会と重なり、勝手ながら欠席させていただきます。そこで阪神北地区社会教育委員協議会研修会の感想を事務局に伝言という形でお伝えさせていただきます。</p> <p>伊丹市は全体を通して川西市の1歩2歩先を行かれているように感じました。最初に瑞穂小学校にて親子ふれあいバーベキュー大会&防災訓練&校内清掃を視察させていただきました。川西市でもPTA主催の校内清掃やコミュニティ主催の防災訓練は行われていますが、PTA主催は在学生の保護者、コミュニティ主催は自治会に加入している人のみと、それぞれ別で繋がりが今一つ感じられないものに対して、伊丹市は平成27年度から少しずつコミュニティ・スクールを手掛けておられることもあり、地域を巻き込んで保護者と共に子ども達のために学校を盛り上げて行っておられるようですごく活気が伝わってきました。</p> <p>次に土曜学習事業では東中学校を視察させていただきました。この事業も5年目と、コツコツ積み上げられた学校との信頼関係やボランティアの開拓等、参考になることがたくさんありました。特に有償ボランティアには、きちんと手当の支給がなされていると感じます。たくさんの企業があり法人税収がたっぷりあるお金持ちの伊丹市がなせるもので、羨ましくもあります。しかし、ボランティアでは遠方から来られている方や、教職希望では無い社会人や大学生も集まっておられます。これは子ども達と関わることでお金にかえがたいパワーをもらえるのだと私は感じます。1人高校生の方もおられましたが、「昨年まで自分が教わり楽しかったし、ためになったので、今度は自分が後輩達のお手伝いをしたいと思い参加したが、教えることの難しさを痛感している」と話してくれ、教える側も学びがあるんだと確信しました。</p> <p>学校支援地域本部事業は平成20年度の開始当初から、川西市では図書に特化して進めており、元々あった各学校の図書ボランティアと連携して図書室の充実を図り、それに合わせてミシンや書道、理科等の授業の支援、現在行われている久代小学校での英語ボランティア調整派遣、放課後子ども教室・留守家庭児童育成クラブとも連携し、3年目になる夏休み読み聞かせ教室は今年10校回らせて頂くなど、満足とまでは行かないまでもいろいろとがんばっていると思っていました。しかし、伊丹市は図書に加え環境整備、学習支援の3つの柱で支援を充実させておられ、各区コーディネーターを配置することで連携力をアップされているように感じ、随分先を越された感じで悔しく思いました。川西市も背伸びするわけでは無いですが、取り入れられることはどんどん取り入れ追い付いて行けたらと身を引き締める思いがしました。その一方で、この視察を通して考えたこともあります。支援の1番大切なことは『安心の環境』を提供できることで、子ども、先生、保護者、そして地域が無理無くバランスよく関われることではないかと感じます。これは、学校現場だけでなく、子育て</p>
-----	--

審 議 経 過

NO. 4

議長	<p>て支援の場や年配の方々の公民館活動の場など社会教育全ての場で、それぞれが安心していられる、自分を出せる川西市らしい居場所を作っていけるようにもっと取り組んでいけたらなと思っています。今日、見学されるキセラ川西プラザも居場所作りの一端になれば良いなと思っています。以上です。</p> <p>それでは先に進めさせていただきます。近畿地区の社会教育研究大会の報告ですが、これは私の方が出席させていただきました。分科会については第3分科会「学校・家庭・地域の協働」に参加しました。田尻町という関西空港の向かい、りんくうタウンのある町で、今回かなり台風21号の風の被害を受けた町なんですけども、その田尻中学校区にて伊丹さんがやっておられるような、小学校を核とした地域づくり、居場所づくりをされている方のお話を伺ってきました。ほかに、事務局からなにか報告等ございますか。</p>
事務局	<p>私の方は第5分科会「学校・家庭・地域の協働」に参加させていただきました。こちらの分科会は教室に馴染めない子どもたちと地域の方が放課後をともに過ごす中で、子ども達だけでなく、地域の方やそこに参加されたお父さん方が、近所のいろいろなイベントに参加されたり、挨拶もしていなかった方も子ども達と接する中でどんどん地域社会に溶け込んでいったりされたという事例を伺いました。そういうお話や、子ども達が将来なりたい自分というのをPRすることに対し表彰し、地域で応援していくというような取組をされている事例を聞きまして、素晴らしい取り組みをされているところがあるんだなと改めて思いました。ただ、舞台が学校だったので純粋な社会教育という視点では、学校教育と社会教育のその境目の線引きが難しくなっているのかなと感じました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。近畿大会と阪神北地区の研修会につきましてご報告させていただきました。その他委員の皆さんの方でご出席された会議がありましたらご報告をお願いします。</p> <p>ないようですので、議事を進めさせていただきます。(4)その他について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>前回の会議にて出席者を募集した全国社会教育研究大会(青森大会)については、米田委員にご出席いただけることとなりました。本年度は10月24日から26日の3日間、青森県青森市にて開催の予定です。初日の24日は理事会などの役員会、2日目は全体会、最終日は分科会となっております。</p> <p>次に平成30年度兵庫県社会教育研究大会ですが、11月14日に兵庫県民会館にて開催予定です。阪神北地区が分科会の担当に当たっており、伊丹市を中心に分科会の準備を進めています。8月に開催された阪神北地区社会教育委員協議会におきまして、伊丹市より分科会のテーマ案として、「学びを通じた地域づくりについて～学校・家庭・地域連携協働～」が提案されました。内容については2部構成とし、第1部で伊丹市における実践結果の報告を、第2部で各市の取り組みを、パネルディスカッション形式にて発表する案が出されまし</p>

審 議 経 過

NO.5

	<p>た。基本的には伊丹市案どおりで分科会を実施する予定です。本市からは野崎議長がコーディネーターとして、また学校支援地域本部のコーディネーターでもあるB委員にパネラーとしてご参加いただく予定です。</p> <p>最後に次回の第4回社会教育委員の会の開催についてですが、平成30年11月22日(木)午前10時から川西市役所での開催を予定しています。</p>
議長	<p>報告事項は以上です。ご質問等ございますか。なければ、4議題に移らせていただきます。事務局から説明お願いいたします。</p>
事務局	<p>前回の社会教育委員の会で今年度のテーマ「公民館の役割について ~今、何が求められているのか~」をお決めいただいたところですが、このテーマについてご協議いただく前に委員の皆様方、事務局ともに公民館という施設について共通認識をもつ必要があるのではないかと事務局内で意見が出ました。このため、本日は湊川短期大学 学長補佐兼幼児教育保育学科長でいらっしゃる、兵庫県社会教育課で社会教育行政に携わってこられました議長より1時間ほど「公民館について」お話をいただきたいと思ひます。</p> <p>また石田教育長につきましては、別の公務のため席を外しておりますが、終わり次第合流させていただく予定です。閉会の時間に間に合うようであれば、その後みなさまへのご挨拶も兼ね、昨年度清和台南小学校長として参加しました社会教育主事講習にて学ばれた内容について、報告させていただきたいと思ひます。なお、施設見学の時間までに教育長が間に合わないようであれば、教育長の報告内容につきましては、次回以降の社会教育委員の会にて報告させていただくこととし、本日は施設見学が終わり次第、散会とさせていただきます。それでは、議長よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>事務局からの依頼ということで、私の知る範囲でお話させていただこうと思ひます。自分のお話を少しだけさせていただくと、元々の専攻が社会教育なんです。名古屋大学で社会教育を専攻してまして、昭和60年に書いた卒業論文のテーマが「公民館のコミセン化」という話で、今回のお話にストライク直球のようなテーマでした。昭和60年代からちょうどコミュニティ政策で公民館をコミュニティセンターに変えていくという、時代の曲がり角にあったところだったんです。公民館の指定管理者制度導入の検討という問題も、ある意味公民館のコミセン化というところで、古くて新しい議論であります。この間40年ぐらい経っているわけで、いろいろな経緯があって今の現実があるというわけです。いまは幼児教育保育学科というところで勤務していますが、教育行政と言いますか、教育学一般のところと社会教育行政をベースにしています。また兵庫県の社会教育課には6年勤務してまして、公民館の関係では財産処分のところに関わりました。公民館をつくり変えるとなった時、それまでは国費が入っているから壁1枚動かせないという状況でしたが、そこのところが緩和され、市町からの届け出制に変わったんです。公民館の建て替えやバリアフリー、あとちょうど市町合併が始まりましたので、旧庁舎なんかを公民館に変えていくというところの話を文科省とやり取りをしておりました。あともう1</p>

つ大きな仕事としては、学校支援地域本部事業、放課後子ども推進事業、放課後子ども総合プランについて、平成18年の立ち上げの時に担当していました。この前伊丹市さんの研修を見学するなかで、ここまで育ったのかと嬉しく思ったりしていました。自分のことで申し訳なかったのですが、そういった経歴を踏まえて公民館とは何かというお話をさせていただきます。

資料を2枚準備しております。レジュメと社会教育法について記載したものと綴じていただいております。まず2枚目の社会教育法のところをご覧ください。平成18年に教育基本法が変わり、それに連動し社会教育法も変わっています。教育基本法の第13条学校家庭地域の連携協力、これが社会教育の分野で一番大きく影響を受けたと思っております。つまり、これが放課後子ども教室、学校地域支援事業、コミュニティ・スクールの伏線になっている法律です。第3条に生涯学習の理念も入りましたが、これはずっと言われてきたことですので具体的に社会教育行政に大きく影響を及ぼしたのは第13条であると思っております。ただし、そのベースは平成14年の学校週5日制です。学校週5日制があり、そして学校外教育である社会教育がある。学校の教育課程以外の教育ですから放課後と長期休業が入る。ここが焦点化されたわけです。学校5日制が始まった平成14年から緊急3ヵ年戦略が策定され、子どもの居場所づくり事業の前進の事業が始まるんですが、要は土曜日に子どもたちを学校から解放するわけです。そうすると土曜日に自力学習ができる子どもたちと、そうではない子どもたちと当然教育格差が経済格差として生まれる。そういうことから、土曜日の子どもたちの居場所づくりが国としての急務になったんですね。学校教育を1日減らす、その分社会教育がんばれよということで平成13年から15年くらいにお金がどんとついたんです。戦後の教育改革はいろいろあったと思うんですが、一番大きな教育改革はこの学校5日制だったと思うんです。いまの伊丹市の取り組みや、川西市の社会教育課の業務内容を含め、ここから大きく変わっていったと思っております。つまり、今日お話しする公民館をベースとした社会教育事業からどちらからかというと学校に寄っていったところなんです。

少し余談になりましたが、社会教育法のところを再度確認させていただきますと、「第2条(社会教育の定義)『社会教育』とは学校教育または就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供」これはなにかといいますが、認定こども園の話です。認定こども園というのは学校です。学校教育法に規定される一条項ではないんですけども、認定こども園法に規定される学校です。ですから認定こども園は基本的に幼稚園と同じ扱いになります。なので、認定こども園に勤める幼稚園免許、保育士免許をお持ちの先生は免許の更新をしないといけなないので、うちの大学も大変な状況になっています。2行目はそういうことです。「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び、成人に対して行われる」ここは変わりません。ですので、ポイントとしては放課後と長期休業中、これが入るということです。社会教育は学校の教育課程以外ということですので、「児童生徒の放課後等」、等というのは長期休業中も入るということです。当然土曜日も入りますね。等を入れた時点でのターゲットは学校5日制の土曜日です。ですから、今の学生は半ドンという言

葉を知らないんですね。「主として青少年及び成人」だから、旧の教育基本法では家庭教育というのは社会教育の範疇には入れられていて、行政としては家庭教育支援ということですね。家庭教育は保護者がするもので、教育委員会の仕事としては家庭教育支援ということになります。3、組織的な教育活動、これは日本の社会教育独特のところなんですけども、組織的ということですので、基本的には集団活動といいますが、総合学習といいますが、パソコンに向かって1人でとか、そういうのは想定してないです。ですから複数の人間、あるいは人と人との関わりの中で活動するというのが1つ大きなポイントになっています。

それでは、今日のお題であります「公民館って、なに」というところです。資料2枚めくってください。社会教育法の第5条に「市町村の教育委員会の事務」とあります。市、特別区、特別区は政令指定都市、神戸市のことです。

「市町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う」1番から4番とあり、3番に「公民館の設置及び管理」と特出しをされています。そして4番に「所管に属する図書館、博物館、青年の家・・・」と公民館とその他というかたちで、社会教育施設というものが並べられている、ここが1つポイントです。要は公民館が特だしされているんです。ちなみに図書館及び博物館は第9条にあって、「別に法律をもつて定める」ですからご存知のように図書館法と博物館法は別にあります。位置づけとしては、社会教育法の下位法、下の位ですね。社会教育三法というふうにありますけども、社会教育法と図書館法と、博物館法。そうすると、公民館法ってあったっけという話ですが、公民館法というのは無いんですね。そこが1つポイントです。資料1枚目に戻って下さい。社会教育法の第5章に公民館が規定されています。全57条の内23条およそ40%が公民館に関する規定です。社会教育法は一部の方々から公民館法とも呼ばれています。市町村が設置するというところで、法律の方では特例市も含むと書いているんですが、基本的には神戸市とか大阪市は公民館を持っていません。神戸市は7館あるんですが、これは教育集会場です。隣保館といいますが、同和対策の施設なんですね。ですから川西公民館のような形での神戸市立公民館というのは基本的に無いです。東京都、名古屋もそうです。

次に、公民館運営審議会ですね。これも画期的でして、いま公民館運営審議会が社会教育委員と兼ねることができるというところで、少なくなってしまうんですが、戦後の当初コミュニティ・スクールのベースがこれだといわれています。公民館を建てました、社会教育施設を建てました、その施設の運営審議会を各館につくる。民間の学校長、役員、地域の方が公民館を運営する。審議会と言いますが実質は運営協議会です。運審と言われますね。運営協議会と思っていただいて良いと思います。それがすべて公民館に設置されたということです。つまり学校運営協議会でも通じる、ある意味社会教育法のほうが今より先に行っていたということです。3番問題はここ、公民館主事というところです。これが今、こちらの公民館どうするかという1つのポイントですけども、館長は公民館主事の発令はされていますか。

事務局	発令されていないです。
議長	<p>発令されてないですよ。当然司書さんとか博物館学芸員さんは発令されています。公民館主事というものは、司書とか学芸員さんのような大学での養成による任用資格はない、ここが1番のポイントです。それに代わるものはなにかというと社会教育主事です。社会教育法の中に社会教育主事の規定があります。昨年度、川西市の教育長もお受けになられたものです。ちなみに私は大学の教育課程で社会教育主事の資格をとりました。授業を受けると取れるんですね。ただ、教育委員会社会教育課に配属された方でそういった経緯をお持ちの方は極少数派です。みなさん現職につかれ、3週間ほど講習会へ行かれて取得されることが多いです。ひるがえってみれば、学芸員さん司書さんは、任用の段階で持っていないとはねられますよね。社会教育主事任用資格を持つことが公民館主事に求められたけども、実際それは形骸化していったって、無くなって曖昧になっていったということです。図書館とか博物館のような限定した業務内容ではないので、社会教育主事というものと、公民館主事というものが選別されずにきてしまったということです。ですから今のお話としては、社会教育法というのは大きく括ろうとして、逆に公民館というものに位置づけが中途半端になってしまった。社会教育ですから当然公民館も博物館も少年の家もカバーするべきなんですけども、そこを外に出してしまったため、社会教育法のなかには公民館だけが残ってしまって、1番大きな社会教育主事がぼんとある、バランスとしては良くないですね。ただ、これは今の時代の目線で戦後当時はそうではなかったんです。公民館の歴史のところですが、戦前にも公民館がありました。地域によっては公会堂と言ったり、隣保館と言ったり、いろいろな施設の呼び名がありました。元々は若衆宿であったり、お寺さんであったりと集会する場所はありましたね。若者たちが集まったりとか地域の人が寄合したりとか、もしくは農作業をしますので田んぼの管理とか水の管理とか、いろいろな集会をする施設があったわけなんですけど、それとは違います。社会教育館構想というのは、戦前の成人教育活動、ここがスタートかなと言われているぐらいです。それをベースにして戦後に神戸出身の寺中作雄さんという文部省の公民教育課長で、将来社会教育課長になる方が神戸市初期公民館というものを構想した(寺中構想)ここからスタートしているわけです。当時社会教育局社会教育課と言い、これが筆頭局筆頭課、つまりトップ中のトップだったんです。今は生涯学習政策局になっています。文部科学省の中では形上はトップ局になります。当時の社会状況を想像いただくと、焼け野原の日本に憲法作って新しい日本を作りますと、民主主義を徹底させる。当然学校教育改革を急務としてやるわけなんですけど、そんなこと待ってられないんですね。ですから、大人をなんとかするしかない。戦前の思想を一掃して占領軍の意に沿う形も含めてですが、民主主義の原則を教えるというところで、大人の教育が急務だったんです。戦地から引き上げてくるたくさんの働き手の人達、中国大陸から帰ってくる人達が地域をつくるわけで、そういった人たちの教育が急務だったんです。ですから、社会教育局社会教育課が筆頭局筆頭課になった、そしてその選定が公民館だったんです。初期は青空公民館と言いまして、学校のグラウンドで</p>

審 議 経 過

NO. 9

事務局	<p>天幕を張って学習会をやったりされたようです。1番多かったのは映画ですね。いま、視聴覚教育は風前の灯ですけども、戦後当初、視聴覚教育は1番花形だったんです。川西市の公民館にも16ミリのフィルムとかありませんでしたか。</p>
事務局	<p>川西中央公民館の時はありました。今回の移動の際、処分してしまいました。</p>
議長	<p>あれ、良いやつは残すといひんですね。</p>
事務局	<p>フィルム自体が残っておらず、機械だけがあったんです。</p>
議長	<p>16ミリのフィルムを映せる人のライセンスを出したんです。映写技術の講習会をして、市民が回しても良い資格を与えて、その人達が地域に持って帰って集会所で映写をする。映画会ではなくディスカッションの仕方とか、新しい農村の作り方とか新しい結婚式とか、生活改善のものですね。そういったフィルムがあって、県立図書館なんか、開かずの部屋があるんですけども、多分古い公民館さんも持っておられます。それが時代の最先端だった、そこからスタートしたんです。そうやって戦後の日本を立ち上げようという先兵が公民館だったわけです。ですからある意味、学校教育よりも社会教育、公民館を先兵とした民主化政策というものを中央が押し進めたと、そして館を建てる時に小中学校と同じように整備補助金をもって、伸長事業に対する補助として建てていった。つまり公民館は基本的に国費で建っていますから小中学校と公民館はある意味、文科省にとって直営店です。</p> <p>少し違う話をすると、優良公民館表彰、多分中央公民館さんも表彰されていますよね。その時のたぶん館長さんが陛下に拝謁していると思います。社会教育局の中で唯一陛下拝謁の名誉を有する表彰は優良公民館表彰だけです。ただ、私が担当しているときに、陛下の公務ご軽減で無くなってしまったんですけども。それまでは本当大変でした。陛下拝謁ですから、身辺調査から全部調査して、服装、立ち振る舞いまで指導してと、大変だったんです。ですから公民館って国の中で大きいんですね。私も担当して、すごいと認識した次第なんですけども。それが戦後初期の公民館です。</p> <p>そして次に、高度経済成長期の公民館というところですよ。ここのところ特に住民運動が盛んになって、その住民さん達が生活改善のため、公害などから住民さん達が生活を守る、特に新住民さんですね、家を買われたり、転居されたり、都市住民さんを中心に新しい公民館をつくっていかうというところですよ。これが公民館三階建論と言います。昨年度の川西市の審議報告はきっちり作られていて、三階建てになっていましたね。公民館三階建論とはあくまでもイメージの話ですが、自由に来れる、交流できる、学習できるところです。ですからイメージとしては、地域の大学という風にお考え下さい。大学進学率、高校進学率が高くない時期ですので、市民の大学を構想したんです。図書室があって、サークル活動があって、学習会があって、講習会に行く。そういうふうに</p>

カレッジと言いますが、地域の学校、コミュニティカレッジをイメージしたと考えていただけたらよいと思います。これが公民館三階建論、都市型公民館ですね。ですからおそらく川西市もそういったベースがあるかと思います。一方で最初に申しました、コミュニティセンターというのが、いわゆる列島改造論ですね。そういった中で市民が成熟してきていると。一方で住民運動の拠点になっている部分もあったので、行政サイドとしては公民館を行政が進めるのはどうなのかという話が一部出てきたんですね。そういった流れもあって国土庁が新しい宅地改革をする際に公民館ではなくコミュニティセンターを作っていました。集会所ですね。そこは自主管理で市民さんの勉強したい人たちが自分で勉強していければいい。行政がお金をかけたり、あれこれ指示する必要はない、社会教育施設としての教育機能を、行政が関わる形ではなく市民さんに委ねるといふかたちでのセンターにしようということです。ですから、一般行政部局がコミセンをつくれれば、いふかたちで補助が出たんですね。ですからコミセンだけではなく離島開発センターとか、農業改良センターとか、農政とか国土開発とかいう部分で、いろいろあったんです。例えば、港を埋め立てたら漁業権を取ってしまいますね。公害整備とかいうんですけど、ごめんねということで立派な施設を建ててます。明石市とかそういうものが多いです。それがコミュニティセンターなんですね。ですから当然教育委員会ではなく、土木部が施設を建て、住民さんどうぞ、地域の自治会で運営してねと言って、結構立派な建物が建つんです。1番立派な建物は沖縄県にあります。沖縄県はこれ公民館かみたいな、すごい建物があります。基地の関係などで、すごいお金が入るんですね。後発整備の1つです。というのが1970年代から80年代に増えていって、そして公民館とせめぎ合っていくんですね。で、私はその頃卒業論文を書いていたという感じです。結論はどうだったかという、どっちも大事だよなって、今から思えばなんやねんという感じなんですけども。機能も違うのでどちらも大事かなという風に考えて、お茶を濁したという作文です。

そして今ですね、低成長期における公民館。これは川西市がこれから取り組んでいこう、もしくは他の市町でも知恵を出していこうというところなんですけど、要は社会教育主事さんとか公民館主事さんという直営の職員さんの削減という問題ですよ。あともう1つ大きな問題としては、男女共同参画であったり、子育て支援であったり、高齢福祉といったいろいろな部局の方が健康講座であったりとか、子育て講座であったりとか、もしくは年金とか、法律とか、そういった生活に係るところの良き事業をたくさん持たれていますよね。当然公民館を借りる時もあるんですが、市民からすれば公民館で単にやっているだけで、どこの部局がやっているかというのは分からないですよ。ですから、かつては教育委員会社会教育課が一手に市民への学習活動をやっていて、もしくはNPOを雇っていたんです。今はいろいろな部局がいろいろなところで実施していますね、必ずしも社会教育課、公民館がやらなくてもいい。そもそもいろいろな課題があるので、一手に引き受けるのは無理ですよ。なおかつ公民館主事という専門職が配置されていないし、公民館主事がそもそも何するかってはっきりしていないです。ですから、公民館がどこまでカバーするのかって

というのがすごく見えにくくなっていて、要は守備範囲をどこにするのかっていうところを、市町ごとに判断し、政策を打ってそれが成功するかしないかという状況になっていると思います。まさに川西市が直面しているところです。手を広げることは無理だと思いますし、連携と言いますかオール川西市と言いますか、いろいろなセクション、いろいろな議事をされますので、それをどうネットワークして調節してやっていくのか、そういった中で公民館としてここは外せないっていうのはどこかが求められています。

では資料の裏面にいきます。ここからは私見になっていくんですけども、生涯学習と社会教育という言葉があって、これはよく委員の方からも「どう違うのか、説明してくれ。」「県はどうやねん。」と聞かれていました。当時の生涯学習局長のお言葉をお借りすると、無駄な議論はやめましょう、と明快な言葉を言われたことがあります。言葉遊びはやめましょうと。そうは言いますが、そうとも言い切れませんので一応行政の立場としては、生涯学習の理念が教育基本法第3条にも明記されていますので、生涯学習社会という形で言えば整理ができるだろうと思います。次に社会教育とは何かというと、教育基本法第12条にあるんですけども、生涯学習社会の実現に向けて国や地方公共団体によって奨励されるものというように限定して考えられるということです。そもそも生涯学習という言葉は生涯教育と置き換えません。社会教育とは並びが違います。学習というのは自分がするものです。ですので、そこにありますように生涯教育ニアリーイコール学校教育たす社会教育たす家庭教育というふうに読みかえて、公民館がカバーすべきところとしては地域教育というところに集約していくのかなと思ったりしています。この地域教育というのが、1つのキーワードになると思います。

教育基本法第13条に学校、家庭及び地域という言葉があります。地域における地域住民に寄りそう社会教育は相互教育だというお話をさせていただいたと思いますが、教える人と教えられる人が固定していないということですね。学校教育、家庭教育というのは教える側と教えられる側が固定しています。社会教育の根本的な違いは講師が入れ替わるということです。教える人も教えられる、教えられる人も教える。つまり相互学習と言いますか、講師が入れ替わる、そして集団的学習というところが大きな違いである、と言いながら実際は学生から教わったり、子どもから教わったりすることもありますよね。そういった意味では教育って全部そうかなって思いますけども、ただ特に社会教育の場合はそういう風なかたちですね。

文科省の方は10月に入りましたので、社会教育課は生涯学習政策局が無くなり、総合教育政策局が筆頭局になると思います。課名は地域学習推進課というふうに変わります。ちなみに大阪府教育委員会も地域教育振興課ですね。

1番裏面ですね。公民館のところをもう一度、社会教育法で抜粋しております。ですから公民館は市町村その他一定区域内の住民、つまり地域住民のために実際生活に即する。ただ、「生活に即する地域」ってなに、という議論がありまして、地域ってなにと聞かれると学生もぱっと出てこないんですね。地域ってみんな言うけども、地域ってなに、どの広さという話？ということですが、1番広い地域はどこっていうと、例えばアジア大会とかでよくあります

が、204の国と地域がって言いますよね。例えばイングランドとか、パレスチナとかあれは地域です。ですから地域というものは伸び縮みするんです。我々が言う地域っておそらく顔が分かる人のことです。つまりそこに住んでる人、そこに勤めている人のこと、つまり分かりやすく言うと悪いことできないんですね。例えばの話ですが、梅田では悪いことしてもどこの人が分かりませんよね。川西市の駅前ですとみなさんすぐにばれますよね。あそこのなんとかさんだって。要は悪いことできない人達とその人が分かる人の関係性がある一定の定義、これが地域ですね。当然伸び縮みします。ですからイコール小学校区ではないということです。日本の場合は小学校区をどうしても地域って言うんですけども、必ずしもそうではないということです。伊丹市さんの例もそうなんですけど、やっぱりフラットの地域と本市みたいに南北に長く、川沿い、山間地域そして平野部があるところでは主観が違うんですね。単に学区で線引きしていいかって、そうでは無いんです。今言いましたようにフェイス・トゥー・フェイス。顔が分かる、だから悪いことできない関係、人と人の関係についてある一定の定義があるのが地域かなと思います。ですから地域の協力が下がっているとか、地域の崩壊っていうのはその地域の関係が薄れているんですね。悪いことできちゃう。集合住宅などで、あの人誰っていう、分からない人が入ってしまうと、そこは地域が成り立たないんですね。ですから地域づくりってある意味でそういう悪いことをできる人を少なくするというか、味方を増やすっていうか、そういうことかなと思ったりします。

それでは最後に2枚目のレジュメの方に戻り4、明石市と加古川市の取り組みをご紹介させていただこうと思います。県公民館連絡会の事務局長を嬉野台生涯学習センターでやっていたのですが、その中で特に学校との関係で成功している事例が加古川市と明石市かなと思えました。1番盛んなのは明石市かなと思います。明石市はご存知の通り人口が増えている市ですね。ただ、これは川西市にははまらないと思ってください。学校、家庭、地域というところにシフトしているので、成功事例としてお伝えしようと思います。明石の中学校の部活動が社会体育だった時、ご存知ないですかね。かつて明石市だけ特殊で1997年か8年なんですけど部活動の引率は全て社会体育だったんです。それがなぜできたかということですね。明石市は基本的に全ての中学校が3階建てで、2、3階は体育館、1階がコミセンという体育館階下方式です。コミセンとして今は一般部局に移行しましたが、基本的には公民館なんです。そこには元中学校長の所長と事務職員とスポーツ指導員として体育関係の資格を持ってる若い、多くは教員になろうかなという子と大体3人体制で配置されています。中学校コミセンと言います。ですから市民は中学校に自由に入ってくるんですね。そして中学校側が使用しない、空いているところで体育館を使ったりグラウンド使ったりします。共有の卓球場があったり、柔剣道があったりして、学校と調整し社会体育をするわけです。その関係性から部活動も社会体育に移行して指導者が剣道とかバレーとか指導して、中体連の試合なんかに引率に行っていたんです。10年して指導ができないということでいまは学校に戻っていますが、逆に今働き方改革ということで揺さぶりが入っています。失敗例ですけど明石市は最先端をいった、そういう取り組みがありました。

明石市は13中学校で24の小学校があり、全ての中学校にそういう階下方式のコミセンがあり、小学校にも小学校区コミセンを同じように整備しています。つまり結局全部の小中学校には体育館の階下、もしくは別棟というかたちで校舎の中に公民館があるんです。要は市民にとってコミセンというのは普通にあって、普通に行くところです。スポーツ21もそこでやったりしています。他市から引っ越してきて川西市と同じような公民館という建物のイメージを持っている人は、あれコミセンの公民館やでと言うと、知らなかったという人もいます。つまり、地域に溶け込みやすいんですね。学校から入りますので、コミセン祭りも小中学校の体育館でありますし、コミセン運営協議会というのも、ある意味学校教育にそのままになっちゃってる様な感じですよ。要は市民にとって入りやすいんですね。これは1970年代当時の市長の市政があります。コミュニティ市長という異名をとった方ですけども、その方が中学校の体育館を建て替える時に全部体育館を階下方式の公民館にして、コミセンと名乗ったということです。

中央公民館は生涯学習センターというかたちで今駅前にあります。と、いうかたちで中学校に整備をして小学校にも順次整備して今全部できているわけですけども、普通にまわっています。それがベースにあって人口増えているのかなっていう気はします。次、加古川市さんです。ユニット12といひます。やはり公民館というのは中学校区に配置で、本市と同じですね。加古川市さんも12中学校区あります。加古川市さんがおもしろいのは、中学校区をユニットとして、その地域の保育園、こども園、幼・小・中・養護学校を縦にくるんです。就学前のところは当然私立が多いんですけども、そこも束ねるところがおもしろいところです。そこに当然公民館が入ってきて、公民館で集会をしたり連携事業をしたり、発表会をしたり、広報をしたりされています。だいたい川西市と同じで公民館に行政センターを併設しておられ、公民館職員として配置されていらっしゃるんですけども、そういう人達がコーディネートをされています。もう1つ強いのが公民館のサークルを幼・小学校ボランティアに繋ぐっていうことができているところですね。市教委さんに聞いたら、指導主事が学校教育課、社会教育課に必ず配置され、1つのユニットに担当2名が付いているらしいです。その人が統括というかお世話と言いますか色々しておられるわけです。また社会教育推進員というのが自治会ごとにあり、600人ぐらいですかね、すごくたくさんいらっしゃるって、その方々も公民館に根付いて、地域で活動されている方々がユニット12にネットワークとして入っているという感じですよ。加古川市は川西市と同じで、南北に結構長い地形で、北の方が中山間地域なんです。南は工場地帯ですね。ですので、北の方はちょっと人口減が厳しい、南の方は集まりすぎちゃっているという若干の南北問題がある。ですからユニット毎に全然課題が違うんですね。もしかしたらこちらの方が少し参考になるかもしれませんね。要は、明石市はコミセン、公民館を学校をベースに整備して、市民性を高めていったということ。加古川市は中学校区をユニットにして保幼小中を束ねて公民館を横に入れて、繋いでいくというような取り組みをしているということです。ある意味社会教育計画ですね。社会教育委員の仕事として、社会教育計画を策定し、町づくりをしていくうえで公

審 議 経 過

NO. 14

	<p>民館とどう関わるかっていうところを考えると多分職務だと思うんですけども、そういった意味ではこの明石市と加古川市の政策的な取り組みっていうのは公民館の使い方として参考になるかなと思ひ挙げさせていただきました。</p> <p>私からのお話は以上ですけども、なににしても公民館というのは、日本の宝物、市の貴重な財産、人の財産ですので、それをいかに住み良い、暮らしやすい町づくりにしていくのということは、我々社会教育委員が市の教育委員会と一緒に市民さんのために公民館について考えていければなと思ったりしています。これで終わらせていただきます。</p>
事務局	<p>野崎議長ありがとうございました。そうしましたら今お話しいただきました内容につきまして、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。</p>
G委員	<p>明石市の先進的な事例を教えていただいたんですが、大阪教育大学付属池田小学校の事件がありましたよね。あの事件を契機として学校の安全をすごく重視されていて、今でも普段は鍵を閉めたり防犯カメラを設置したりというようなことあると思うんですけど、先ほどのご説明では、明石市ではコミセンに自由に入出入りができるような感じを受けるんですが、学校の安全との絡みはどんな感じになっているんですか。</p>
議長	<p>明石市には警備員が配置されています。ただ、ゆるいと言いますか普通に入って来られますね。</p>
G委員	<p>なんかすごくガードが堅いというかね。今はどうなっているか分からないんですが、鍵をするようなかたちをとっておられるように思うんですが。</p>
議長	<p>コミセンの職員さんが居られるということもありますが、ただ文化として明石市は学校の敷居が低いんですね。宝塚北高等学校から明石北高等学校に移った時も敷居が低いなと感じました。そういうベースがありますね。今はどうなっているか分からないんですけど、見た目は変わってないです。みなさん土日なんか平気で入っています。体育館も電気が付いていますし、ドアも開いていますし。だからそういった意味では、よく言えば歴史と伝統で、みんなで安全な状況をつくっているのかなと思います。ただ、都市部の方は分からないですけどね、町中は敷居が高いかもしれないです。ただ確かにセキュリティはあまり高くない印象を受けています。難しいですね。</p>
事務局	<p>他にございませんでしょうか。</p>
教育長	<p>すみません。僕自身文言の整理ができていないのですが、コミュニティセンターということは、明石市の例で言うと講座も自分で自主で開いているんですか。</p>
議長	<p>当初は地区公民館、コミセンと明石市は言っておりました。10年くらい前</p>

審 議 経 過

NO. 15

	<p>に条例を変えて、教育委員会から市民課の方に移して公民館という位置づけは無くなっています。運用としては自主講座そんなに多くはないですね。市民さんが自主的に作ったりとか、本庁の方から持ち出してやったりということはあります。基本的にはちっちゃいミニ公民館という位置づけで主催事業含めてお祭りなんかもされています。小学校校区はそこまでの体力があるところと無いところがありますが、中学校区コミセンがあって小学校コミセンがその下に2つある感じですね。地方館、分館みたいな関係があって。ですからミニ公民館という分館と考えていただいたら良いかと思います。</p>
<p>教育長</p>	<p>職員は市の直営ということですね。</p>
<p>議長</p>	<p>囑託さんになりますけども、退職された校長先生、だいたい先生、先生と呼ばれているんですけども。所長さんは、それは割と結構多いですね。退職された先生方が頑張っておられますね。事務職員さんと、スポーツ指導員と言うんですけども、体育指導委員さんですね比較的若い、大体2・3名体制です。</p>
<p>事務局</p>	<p>他ありませんでしょうか。議長、ありがとうございました。そうしましたら、石田教育長が到着されましたので、昨年度清和台南小学校長として参加されました、社会教育主事講習にて学ばれた内容についてご報告していただきたいと思います。教育長よろしくお願いします。</p>
<p>教育長</p>	<p>以前、教育推進部長で着任した時に、学校教育出身でしたので、社会教育に対して何か自分なりの発想や考えが無いなと、土台になるものがちょっといるなと思い、何か落としてきた物をそのままにするのは嫌なので、自分の勉強のために行かせていただきました。私は学校教育に関わってきたので、ある意味管理されて決められたものを教えるということが、学びの基本だと思っていましたが、行かせていただいて社会教育の考え方っていうのはある意味、学校教育を見直す1つのきっかけになったと思っています。それまでも漠然と小・中学校現場に行っていて感じていたものが、社会教育でより繋がったところなんです。また学習指導要領で示される「主体的で」という言葉や「深い学び」という文言がこれから求められているところに合致するなと思いました。公民館についてご審議いただいていると思います。事務局内でもいろいろ話はしていますが、これからの公民館像というものがなかなか出てこないです。単に市長部局に移すであるとか、直営はやめるであるとかではなく将来のあり方、公民館の役割をもう少し整理しないと、目先の考えで変えてしまうのは、良くないと思っています。また公民館だけを見ているのは、いけないような気がします。さっきも少しご示唆いただいていたのですが、いま学校もコミュニティ・スクールという形で地域に一部を任せようという考え方があります。理由としては学校教育の守備範囲が広くなり過ぎているということ、多くの方が学校教育に関わって下さっているんですけども、それが単発でばらばらであるがゆえに、学校の職員、特に管理職が一手に担うことになっている状況があることです。中学校の部活動も働き方改革と言われている中で、今の全員顧問制というのも本</p>

当にあり得るのかなというところまで来ているんじゃないかなと思います。そういった時に公民館の役割とは何なのか、考えることをしないといけないのですが、それが自分の中でもストーンと落ちてないのが事実です。その中で今議長にお話ししていただいた寺中構想が主事講習の講義にあり、非常に印象に残りましたので、その印象をお伝えしようと思っています。

先ほど議長が公民館というのはどういう成立なのかお話をされたと思いますが、わたしはこの寺中作雄の「なぜ公民館を作る必要があるのか」という文章を読んで、非常に戦後の戦前の反省を生かし、民主主義を根付かして、荒廃している日本の国をどう立て直していくかという時に、学校教育だけでは足りない部分を自らの力で作っていく、その拠点が公民館なんだという熱い文章が印象的でしたので、略はあるんですけども文章を改めて打ち直した資料をお手元に配布しております。今の時代にそぐわない部分もありますが、それでもその熱い想いみたいなものを原点として、公民館というのは成立してきたのかなと思いました。その熱い想いの中で3つの柱を挙げられています。第1に「民主主義を我がものとし、平和主義を身につけた習性とする迄にわれわれ自身を訓練しよう。」ということ、第2に「豊かに教養を身につけ、文化の香高い人格を作るように努力しよう。」そして第3に「身につけた教養と民主主義的な方法によって、郷土に産業を興し、郷土の政治を立て直し、郷土の生活を豊かにしよう。」というこの崇高な理想で作られているのが1点と。これは私自身個人的な概念ですが、今直面している本当の民主主義みたいなものが、私はもう1回見直さなければならないような時期に来ているんじゃないかなと感じています。ネットとか、フェイクニュース、それから投票率の低下であるとか、そういったものの根本を忘れていっている我々が、見直すべき事態に来ているんじゃないかと、私個人的な考えですけども、非常に強く思っています。気を付けないと間違った方向にいつせいでいってしまうような、そういう安易さ、浅はかさみたいなものがあるんじゃないか、それがこの公民館建設の原点と合致し、非常に印象に残りました。我々はもう一度自ら学び合うところを原点にしていかなければならないんじゃないか、学校教育も実はそうであって、教える、教えるとやっているけど、本当に自分の意見をもって考えて行動できているのか、そういう子ども達を送り出してきたかどうかについては、もう一度反省しなければならぬんじゃないかなと思っています。

そういった意味で公民館の機能も、その原点はもう今は無くなってしまったと本当に言っているのかというところが、私の本当に悩んでいるところです。今少しヒントをいただいて、学校教育との関わりの中での公民館というか、ゲストティーチャーや、地域の自然と繋ぐための人材というものに公民館が役立つのではないかなと思っています。実はコミュニティ・スクールを考える時に、必ず公民館長はいると私自身は思っています。公民館が持っている講座を子ども達に提供したり、学校が求めている講座を公民館が提供したりするようなたちにして行く、そのことで講座を提供する意味があるんじゃないかなという風に思っています。ただですね、お叱りを受けるかもしれませんが、今の公民館は貸し館業務が中心になっている現状もあります。それであるなら僕は直営である必要はあえて無いんじゃないかなと極論では思っていたりもします。や

審 議 経 過

NO. 17

事務局	<p>はりこちら側から提供して繋いだり、一緒に学び合える場としてつくるのであれば、その主体性を忘れずに持ってほしいなと思っています。悩んでいること、ああ、こういうことで公民館はできたんだということが理解できたということをお話させていただきました。また資料を一読していただければと思います。以上です。</p> <p>それでは最後にキセラ川西プラザの施設案内へ移らせていただきたいと思います。</p> <p>(この後施設見学実施、解散)</p>
-----	--